

春日部市環境センター条例の一部を改正する条例

春日部市環境センター条例（平成17年条例第112号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の目次、章名、条、項又は号に対応する改正後の欄の目次、章名、条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の目次、章名、条、項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(技術管理者の資格)</p> <p><b>第4条</b></p> <p>(6) 学校教育法に基づく<u>短期大学（同法に基づき専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（<u>専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、4年以上廃棄物の処理に</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 汚泥再生処理センター（第4条—第9条）</p> <p>第3章 豊野環境衛生センター（第10条—第15条）</p> <p>第4章 クリーンセンター（第16条—第21条）</p> <p>第5章 資源選別センター（第22条—第27条）</p> <p>第6章 一般廃棄物最終処分場（第28条—第31条）</p> <p>第7章 補則（第32条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(技術管理者の資格)</p> <p><b>第3条の2</b></p> <p>(6) 学校教育法に基づく<u>短期大学</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて<u>卒業した</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学（専門職大学前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（業務）

第5条 環境センターの業務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 春日部市汚泥再生処理センター し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。
- (2) 春日部市豊野環境衛生センター 可燃物の処理に関すること。
- (3) 春日部市クリーンセンター 粗大ごみ並びに不燃物の破碎、選別及び処理に関すること。
- (4) 春日部市資源選別センター びん、かん、ペットボトル等の選別及び処理に関すること。
- (5) 春日部市一般廃棄物最終処分場 埋立処分された焼却灰の浸出水の処理に関すること。

（搬入物の内容確認及び搬入制限）

第6条 市長は、環境センター（春日部市一般廃棄物最終処分場を除く。以下同じ。）の安定的な稼働を確保するため、必要に応じ、搬入物の内容を確認するものとする。

- 2 市長は、環境センターの処理能力及び施設の状況に応じ、又は前項の規定による確認の結果に基づき、搬入を制限することができる。

- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

## 第2章 汚泥再生処理センター

（業務）

第4条 春日部市汚泥再生処理センター（以下「汚泥再生処理センター」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に関する業務を行う。

（使用の承認及び制限）

第5条 汚泥再生処理センターにおいて、し尿等を処分しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、汚泥再生処理センターの処理能力に応じて、搬入を制限することができる。

（搬入時間）

第6条 汚泥再生処理センターの搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休所日）

第7条 汚泥再生処理センターの休所日は、次に

(遵守事項)

**第7条** (略)

(損害賠償)

**第8条** 使用者は、環境センターの施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(遵守事項)

**第8条** (略)

(損害賠償)

**第9条** 使用者は、汚泥再生処理センターの施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

**第3章 豊野環境衛生センター**

(業務)

**第10条** 春日部市豊野環境衛生センター（以下「豊野環境衛生センター」という。）は、可燃物の処理に関する業務を行う。

(使用の承認及び制限)

**第11条** 豊野環境衛生センターにおいて、可燃物を処分しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、豊野環境衛生センターの処理能力に応じて、搬入を制限することができる。

(搬入時間)

**第12条** 豊野環境衛生センターの搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休所日)

**第13条** 豊野環境衛生センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(遵守事項)

**第14条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内は、常に清潔に保つこと。
- (2) 事故等の発生防止等に留意し、使用に係

る施設における秩序を維持すること。

(3) その他市長が管理上必要と認めて指示する事項を守ること。

(損害賠償)

第15条 使用者は、豊野環境衛生センターの施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

#### 第4章 クリーンセンター

(業務)

第16条 春日部市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

(1) 粗大ごみの破碎及び選別並びに処理に関すること。

(2) 不燃物の破碎及び選別並びに処理に関すること。

(使用の承認及び制限)

第17条 クリーンセンターにおいて、粗大ごみ又は不燃物を処分しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、クリーンセンターの処理能力に応じて、搬入を制限することができる。

(搬入時間)

第18条 クリーンセンターの搬入時間は、午前9時から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時までを除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休所日)

第19条 クリーンセンターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、その日が一般廃棄物の収集日に当たるときは除く。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(遵守事項)

第20条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設内は、常に清潔に保つこと。

(2) 事故等の発生防止等に留意し、使用に係

る施設における秩序を維持すること。

(3) その他市長が管理上必要と認めて指示する事項を守ること。

(損害賠償)

第21条 使用者は、クリーンセンターの施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

## 第5章 資源選別センター

(業務)

第22条 春日部市資源選別センター（以下「資源選別センター」という。）は、資源物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）のうち、びん、かん、ペットボトル等の選別及び処理に関する業務を行う。

(使用の承認及び制限)

第23条 資源選別センターにおいて、資源物を処分しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、資源選別センターの処理能力に応じて、搬入を制限することができる。

(搬入時間)

第24条 資源選別センターの搬入時間は、午前9時から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時までを除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休所日)

第25条 資源選別センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、その日が一般廃棄物の収集日に当たるときは除く。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(遵守事項)

第26条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設内は、常に清潔に保つこと。

(2) 事故等の発生防止等に留意し、使用に係る施設における秩序を維持すること。

<p>(委任)</p> <p><b>第9条</b> この条例に定めるもののほか、<u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(3) その他市長が管理上必要と認めて指示する事項を守ること。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><b>第27条</b> 使用者は、資源選別センターの施設、設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p><b>第6章 一般廃棄物最終処分場</b></p> <p>(廃棄物の処理)</p> <p><b>第28条</b> 春日部市一般廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)で埋立処分する廃棄物は、豊野環境衛生センターから排出された燃え殻とする。</p> <p>(廃棄物の制限)</p> <p><b>第29条</b> 次に掲げる廃棄物は、搬入することができない。</p> <p>(1) 有害性物質を含むもの</p> <p>(2) 爆発性のあるもの</p> <p>(3) 著しく悪臭を発するもの</p> <p>(4) その他埋立処分することが適当でないもの</p> <p>(搬入時間)</p> <p><b>第30条</b> 廃棄物の搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p><b>第31条</b> 最終処分場の休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 12月31日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。</p> <p><b>第7章 補則</b></p> <p>(委任)</p> <p><b>第32条</b> この条例に定めるもののほか、<u>必要な事項は、市長が定める。</u></p>
---	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。